

すぬき 水田営農がより

No.
78

第78号 (発行日)平成30年3月15日 (発行)香川県農業再生協議会水田部会 (事務局)香川県農業協同組合中央会

4月2日から平成30年度の 経営所得安定対策等の申請手続きが始まります。

受付期間 4月2日(月)~7月2日(月)

経営所得安定対策等の交付金を受けるためには、「交付申請書」と「営農計画書」を最寄りの地域農業再生協議会（JA、市町）又は中国四国農政局香川県拠点へ提出する必要があります。

また、平成30年度から米の直接支払交付金は廃止になりますが、米のみを作付・販売する農業者で、ナラシ対策への加入を考えている方は、引き続き、交付申請書の提出が必要です。

経営所得安定対策等とは

担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）と農業者の拠出を前提とした農業経営のセーフティネット対策（ナラシ対策）を実施しています。

また、食料自給率・自給力の維持向上を図るため、飼料用米や麦などの戦略作物の本作化の推進や、地域の特色のある産地の創造を支援する等、水田活用の直接支払交付金を実施しています。

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策） 対象者は、認定農業者、集落営農※、認定新規就農者

① 数量払：生産量と品質に応じて交付

区分	平均交付単価
小麦	6,052円/60kg
はだか麦	8,434円/60kg
大豆	9,130円/60kg
そば	15,899円/45kg
なたね	9,940円/60kg

※平均交付単価は、香川県における29年産の単価です。

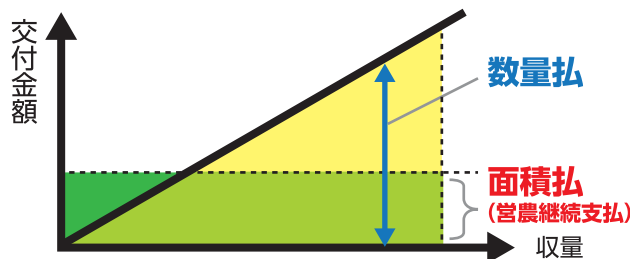
※集落営農（ゲタ・ナラシ対策）

規約の作成、対象作物の共同販売経理のほか、市町が将来の農業経営の法人化や地域の農地利用集積について確実と認めることが必要。

② 面積払（営農継続支払）： 当年産の作付面積に応じて、数量払の内金として交付 20,000円/10a（「そば」：13,000円/10a）

※ 面積払を先に支払い、その後、対象作物の販売数量が明らかになった段階で数量払の額を確定し、先に支払われた面積払の金額を差し引いた額を追加で支払う仕組みです。

数量払と面積払との関係



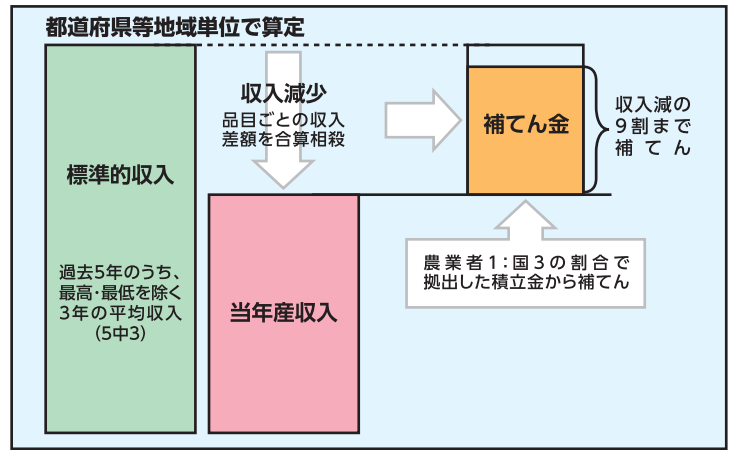
米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

対象者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者

米、麦、大豆等の30年産収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差の9割を補てんします。

対策加入者と国が1対3の割合で拠出。

※積立金は掛け捨てではありません。



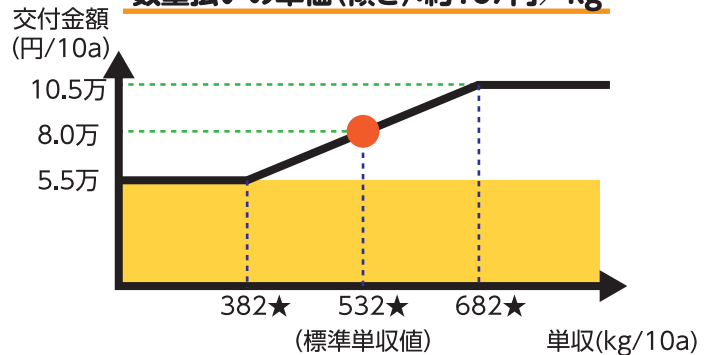
水田活用の直接支払交付金

対象者は、水田で飼料用米、米粉用米、麦、大豆等の作物を生産する農業者

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米・米粉用米	収量に応じ 55,000～ 105,000円/10a

飼料用米及び米粉用米の数量払いの単価(傾き):約167円/kg



注) 飼料用米・米粉用米の数量払いによる助成は、農産物検査機関による数量確認を受けていることを条件とします。

また、飼料用米のSGS(ソフトグレインサイレージ)については、交付単価が8万円/10aになります。

★は全国平均の平年単収であり、各地域への適用に当たっては、毎年地域に応じて定めている単収(地域の合理的な単収)を適用します。

なお、上記の表の地域の単収(標準単収値)は、当年産の作柄に応じて調整します。

加工用米、新規需要米に取り組まれる農業者の皆様へ

加工用米、新規需要米に取り組まれる方は、あらかじめ、需要者と販売契約を締結した上で、7月2日までに中国四国農政局香川県拠点へ取組計画申請書等を提出する必要があります。

ただし、JA等の農業者団体の取組に参加される場合は、団体から申請されます。

なお、平成30年度からは国からの生産数量目標の配分がなくなったことから、交付金の対象でない、青刈り稲(しめ縄用)等は、申請の必要がなくなりました。

お問い合わせ先<経営所得安定対策関係>

中国四国農政局 香川県拠点 経営所得安定対策チーム

～昨年12月19日に下記に移転しました。～

〒760-0019 香川県高松市サンポート3番33号

高松サンポート合同庁舎南館5階

電話:087-883-6503



0120-38-3786

受付時間

(平日)9:00～17:00

平成30年度の産地交付金

産地交付金は、水田を活用した作物の生産性向上などの取組を支援するもので、国からの配分の範囲内で、県や地域農業再生協議会が助成内容を設定しています。

<30年度の基本的な考え方、見直し点>

水田の有効利用や収益性の向上などを踏まえ、主な活用方法は県域で設定し、各地域の実情に応じ地域における主要品目等の生産に配慮して、資金枠の一部を地域へ配分します。

◇担い手による麦の生産拡大を確実に進めるとともに、引き続き、麦の二毛作、資源循環の耕畜連携の取組を支援します。

◇これまで県段階で設定していた「重点園芸品目（野菜）助成」と、地域段階で設定していた「地域特産物助成」を統合し、地域の実情に応じた主体的な取組を支援するため、「地域主要品目助成」として、地域協議会での活用を図ります。

◇国からの追加配分を活用して、輸出用米などの新市場開拓米の取組を支援します。

◇国からの配分は2回に分けて行われ、留保分については、飼料用米等の戦略作物助成に優先的に充てられ、残額があれば10月頃に2回目の配分が行われます。

1回目の配分額は現時点で不明のため、2割留保された平成29年度の当初配分額を元に交付単価を設定しており、活用方法によっては上限単価を設定していますが、2回目の追加配分額が明らかになった時点で、麦の二毛作助成等の交付単価について上限単価までの範囲内で調整を行います。

具体的な使途

主 な 内 容 (※いずれも、販売目的で作付けすることが必要です。)		30年度の交付単価 (10a当たり)
多様な水稲の生産拡大	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が新規需要米に取り組んだ面積に対して加算	10,500円 【上限14,000円】
	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が飼料用米及び米粉用米の多収品種に取り組んだ面積に対して加算	18,000円 (非担い手は12,000円)
	加工用米の面積に対して加算 ※共同乾燥調製施設の利用など、生産性向上へ取り組むことが必要です。	9,000円 【上限12,000円】

主 な 内 容 (※いずれも、販売目的で作付けすることが必要です。)		30年度の交付単価 (10a当たり)
麦・大豆の生産振興	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が作付けした麦の面積に対して加算	3,500円 【上限4,000円】
	さらに法人格を有する場合は加算	+1,500円 【上限2,000円】
	さらに「さめきの夢2009」を作付した場合は加算	+2,500円
	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が「二毛作」で作付けした麦の面積に対して加算	11,000円 【上限15,000円】
	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が作付けした大豆の面積に対して加算	9,000円 【上限12,000円】

園芸作物等の生産振興	地域協議会が選定した重点園芸品目(野菜)や地域特産物など、地域の主要品目の作付面積等に対して助成 ※ 詳細は、各地域協議会にご確認ください。	地域協議会毎に 設定	
	そば、なたねの作付面積に対して助成 ※排水対策の実施が必要です。		基幹作 20,000円
	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が作付けした「新市場開拓米(輸出用米等)」の面積に対して助成 ※主食用米等とは別管理とし、実需者との契約が必要です。		

その他	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が実施した「資源循環の耕畜連携」の取組面積に対して助成 ※飼料作物を生産する水田へ家畜由来のたい肥を散布することが必要です。	10,000円 【上限13,000円】
-----	--	-------------------------------

その他、詳細な要件については、別途、ご確認ください。

※上記の交付金は、「捨て作り」など管理等が不適切な場合は交付されません。

主食用米は、近年、需要量の減少を超えて、大きく作付が減少していますので、「生産の目安」を目標に、需要に応じた生産をお願いします(第77号参照)。

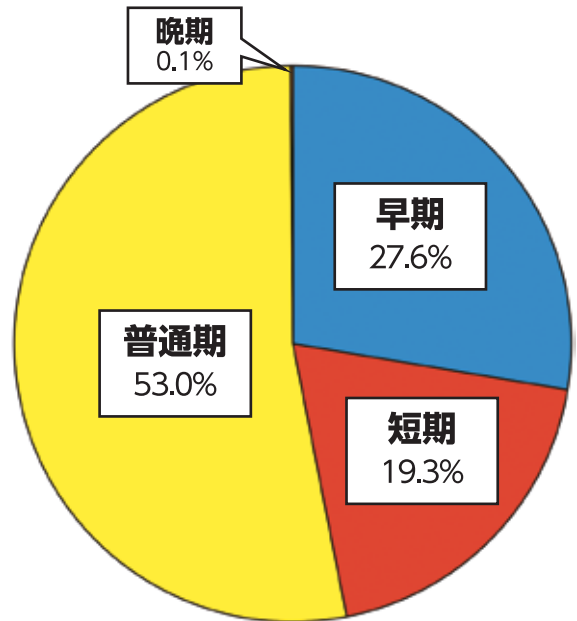
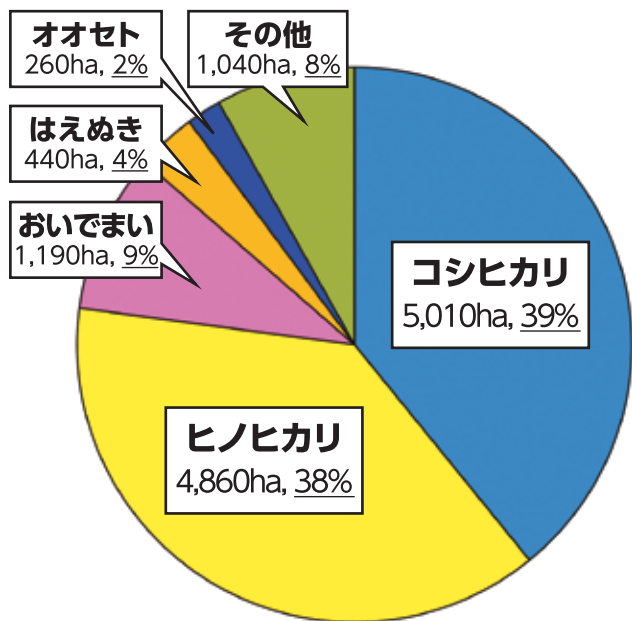
休耕等の水田には、飼料用米等の非主食用米をはじめ、麦や園芸作物を積極的に作付けし、香川の水田を余すことなく有効活用しましょう!



生産の概況

平成29年産主食用米の県全体の作付面積は、12,800ヘクタールで、収穫量は62,000トン、10アール当たり収量は484キログラムとなり、作況指数は98で「やや不良」となりました。品種別の作付面積は、「コシヒカリ」が5,010ヘクタールで最も多く、次いで「ヒノヒカリ」が4,860ヘクタール、「おいでまい」が1,190ヘクタールとなっています。

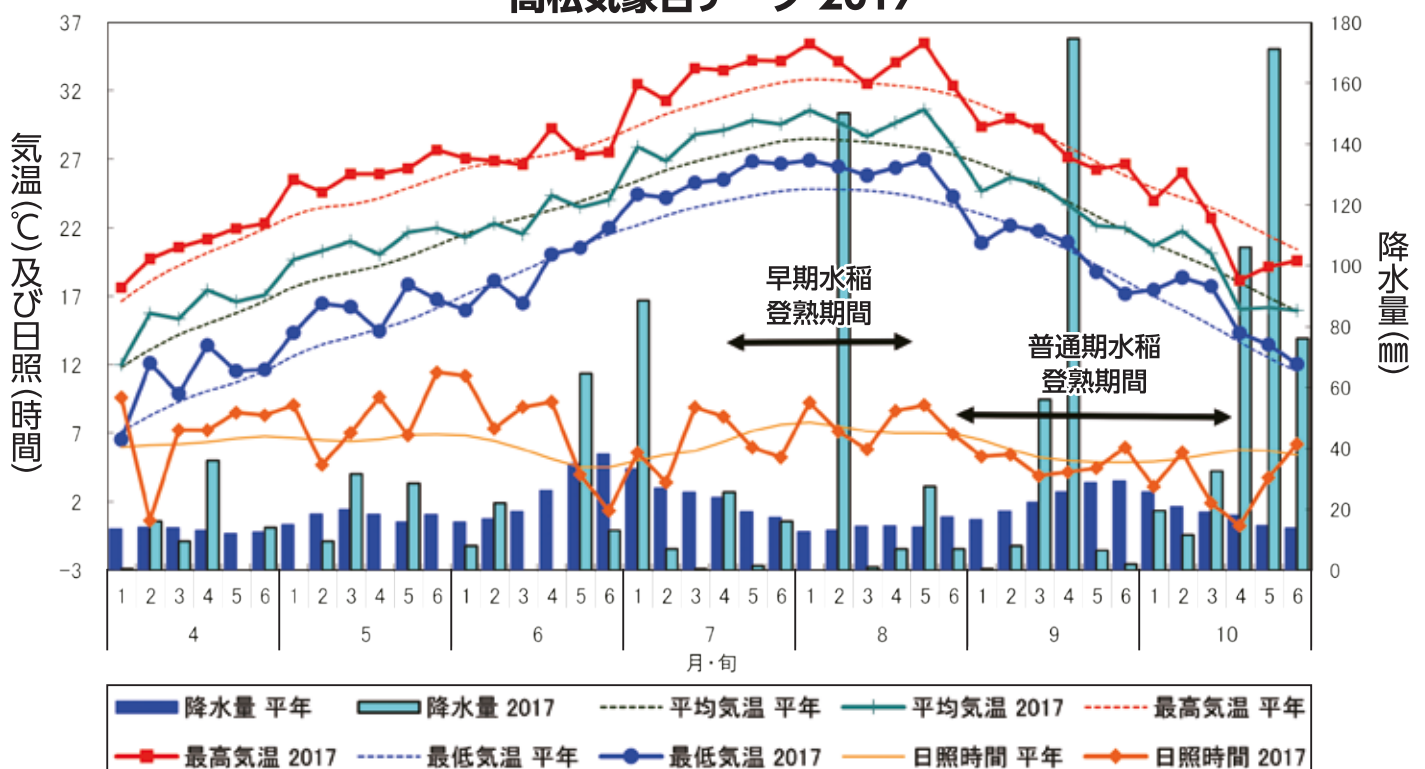
平成29年産米の品種別作付面積 (ha, %) 平成29年産米の作期別作付面積の割合 (%)



気象の概況

平成29年の気温は、7月下旬～8月上旬に高くなりました。日照時間は、おおむね平年並みで推移したものの、9月以降平年より短くなり、降水量は9月中旬及び10月中下旬にかなり多くなりました。

高松气象台データ 2017



●平成29年産米の農産物検査等級比率

平成29年産米の品種別の等級比率は、以下のとおりとなりました。

早期（4月～5月15日植の早生品種「コシヒカリ」など）：

7～8月の高温の影響等により、前年より3等米比率が増加。

普通期（中生品種「おいでまい」、「ヒノヒカリ」など）：

日照不足の影響があったものの、前年より1等米比率が増加。

(%)

品種名	1 等	2 等	3 等
おいでまい	69.5 (65.3)	29.5 (33.4)	1.0 (1.3)
ヒノヒカリ	19.1 (2.0)	79.1 (96.2)	1.7 (1.8)
コシヒカリ	1.9 (2.8)	56.0 (94.0)	42.1 (3.3)
はえぬき	10.5 (6.9)	85.9 (91.5)	3.6 (1.6)
あきたこまち	2.5 (1.4)	96.4 (97.3)	1.1 (1.2)
県計	18.4 (9.5)	65.3 (72.7)	16.3 (16.1)

※注1 平成30年1月末現在（農業生産流通課調べ）

※注2 ()内は平成28年産の等級比率（H29年10月実績）

●農産物検査における主な落等理由

①充実度

全体的に充実の悪い粒(扁平な粒、縦溝の深い粒等)が目立つもの。

②心白・腹白（白未熟粒、シラタ）

出穂期以降に、一時的または長期的に高温や日照不足による障害を受けたもの。

③整粒不足

白未熟粒や茶米などが多く、整粒の割合が低いもの。

●平成30年産米の栽培に向けて

平成29年産米の作柄からみた課題は、「**粒の充実**」を良くすることです。平成30年産米は以下の点に留意して、気象変動に負けない栽培を心掛けましょう。

■土壤改良資材の投入

粒の充実を良くし、品質・食味の向上に効果があります。

■深耕による稲の根域の確保

根域の確保により根張りが良くなれば、気象変動に強い稲体になります。

■適正な株間・植付本数

無駄な分けつが増えると病害虫が蔓延するだけでなく、粒の充実が悪くなる傾向があります。適正な株間・植付本数にしましょう。

■病害虫防除（いもち病・紋枯病の発生、カメムシ・コブノメイガの被害等の防止）

病害虫の影響を受けると、斑点米や充実の悪い粒が多くなります。

■水管理の徹底（穂ばらみ期～出穂期の湛水、収穫直前までの黒湿り状態）

穂ばらみ期～出穂期に土壤水分が低下しすぎると高温障害を受けやすくなるだけでなく、胴割粒が増加します。また、粒の充実は収穫直前まで続くため、極力最後まで水分を切らさないようにしましょう。

内容に関するお問い合わせ先

香川県農業協同組合中央会 指導部指導課

香川県農業協同組合 営農部農産販売課

香川県 農政水産部農業生産流通課

香川県農業再生協議会ホームページ

TEL: 087-825-2503

TEL: 087-818-4109

TEL: 087-832-3418

<http://www.kagawa-saiseikyo.jp/>